

(仮称)青森市犯罪被害者等支援条例骨子案の概要

制定目的

《背景》

【国の動向】

- 犯罪被害者等基本法（平成16年12月8日公布、平成17年4月1日施行）の制定
- 第4次犯罪被害者等基本計画（令和3年度～令和7年度）に基づく施策の推進
- 犯罪被害者等施策推進会議**（会長：内閣総理大臣）において「**犯罪被害者等施策の一層の推進について**」を決定（令和5年6月6日）
⇒**犯罪被害者等が、被害原因や居住地域にかかわらず、必要な支援を適時適切に途切れることなく受けることができるようにするため、5つの取組を実施する**
- 取組の一つである「地方における途切れない支援の提供体制の強化」について検討するため、有識者検討会を開催（令和5年9月～令和6年4月：計8回）
- 地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会取りまとめ**（令和6年4月）
⇒犯罪被害者等支援に携わる機関・団体に期待される役割と犯罪被害者等支援を充実させるための社会的基盤の充実強化として「**条例制定・計画策定の促進**」を提言
⇒**犯罪被害者等支援を推進させるための根拠となり、地域において犯罪被害者等支援を充実させるために非常に重要**
⇒**地方公共団体として犯罪被害者等支援を推進することを住民に示すことにもつながら、犯罪被害者等の視点に立った様々な取組が進めやすくなる**といった点で有効

【県の動向】

- 青森県犯罪被害者等支援条例（令和元年12月）
- 青森県犯罪被害者等支援推進計画（令和3年度～令和7年度）

【県内10市及び中核市の条例制定状況（R6.4.1現在）】

- 県内10市中7市が制定 むつ市（R3.10月）弘前市（R4.4月）平川市（R5.4月）八戸市（R5.10月）十和田市（R6.4月）三沢市（R6.4月）つがる市（R6.4月）
- 中核市62市中27市が制定

【本市】

- 犯罪被害者等支援の総合的対応窓口（市民なんでも相談室において対応）を設置（平成26年4月）
⇒犯罪被害者等の状況に応じた相談及び必要な情報の提供や関係課及び関係機関を案内
- 犯罪被害者等支援に関する関係機関・団体等との連携・協力・情報共有

《制定に向けた考え方》

犯罪被害者等への支援を行うにあたって、関係機関等と連携・協力・情報共有を行ってきたなか、青森警察署及び公益社団法人あおり被害者支援センターから、犯罪被害者等支援の充実に向けた情報提供として、「事件発生直後、どうしたらいいかわからない。」「裁判など経済的負担や精神的負担が大きい。」「人目が気になって外出できない。」等の声があることが示された。

これら本市の犯罪被害者等の状況及び国の有識者検討会取りまとめにおける提言内容を踏まえ、本市の犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた取組の推進と犯罪被害者等を地域全体で支えることにより、市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指す必要がある。

本市における犯罪被害者等の支援に関する基本理念、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的に推進するための条例を制定

(仮称) 青森市犯罪被害者等支援条例

骨子案の体系

資料1

目的・定義・基本理念

- 第1条 目的
・条例の目的について規定
- 第2条 定義
・犯罪等、犯罪被害者等、二次被害、民間支援団体などの用語の定義について規定
- 第3条 基本理念
・犯罪被害者等の支援の考え方について規定

市・市民・事業者の責務

- 第4条 市の責務
・市が果たすべき役割について規定
- 第5条 市民の責務
・市民が果たすべき役割について規定
- 第6条 事業者の責務
・事業者が果たすべき役割について規定

犯罪被害者等の支援に関する基本的施策

- 第7条 相談及び情報の提供等
・犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うことを規定
- 第8条 経済的負担の軽減
・相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を総合的に行う窓口の設置について規定
- 第9条 保健医療サービス及び福祉サービスの提供
・心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供その他必要な施策を講じることを規定
- 第10条 居住の安定
・犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅への入居における特別の配慮その他必要な施策を講じることを規定
- 第11条 雇用の安定
・犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるための啓発活動その他必要な施策を講じることを規定
- 第12条 市民及び事業者の理解の増進
・犯罪被害者等の置かれている状況、支援の必要性等について市民及び事業者の理解を深めるため、広報活動その他必要な施策を講じることを規定
- 第13条 人材の育成等
・犯罪被害者等の支援に係る職員の育成及び資質の向上を図るため、支援の必要性等についての研修への参加の機会の確保その他必要な施策を講じることを規定
- 第14条 民間支援団体の活動の促進
・民間支援団体の活動の促進を図るため、市が実施する支援に関する施策の情報提供その他必要な施策を講じることを規定

その他

- 第15条 支援の制限
・支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合は、支援を行わないことができることを規定
- 第16条 委任

施行予定

令和7年4月1日